

(第4表) 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

①法定雇用率2.1%が適用される機関

(平成21年6月1日現在)

区分	職員数 (除外職員を除く)	障害者の数				雇用率
		A 重度障害者	B 重度障害者 以外の障害者	C 精神障害者	合計(A×2+B+C *0.5)	
県の機関	5,010 (5,185)	38 (37)	56 (59)	0 (0)	132.0 (133.0)	2.63 (2.57)
市町村等の機関	14,885 (15,218)	67 (63)	168 (174)	0 (0)	302.0 (300.0)	2.03 (1.97)
合計	19,895 (20,403)	105 (100)	224 (233)	0 (0)	434.0 (433.0)	2.18 (2.12)

②法定雇用率2.0%が適用される機関

(平成21年6月1日現在)

区分	職員数 (除外職員を除く)	障害者の数				雇用率
		A 重度障害者	B 重度障害者 以外の障害者	C 精神障害者	合計(A×2+B+C *0.5)	
教育委員会	9,626 (9,708)	40 (42)	84 (68)	0 (0)	164.0 (152.0)	1.70 (1.57)

- 注) 1 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。重度障害者（重度身体障害者と重度知的障害者）については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。C欄の「精神障害者」には精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。
- 2 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会である。
- 3 法定雇用率2.1%が適用される機関とは、上記 ② 以外の機関である。
- 4 ( )内は、平成20年6月1日現在の数値である。